	二二二	二〇	六〇	一〇	三〇	(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの（(三)に掲げるものを除く。）に係るものにあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、三〇とする。					
						(二) 第二欄に規程する表建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する構造上の技術的基準を満たす高度浄化槽によりし尿を処理するものにあつては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ四〇、二五とする。					
						(三) 又は第二欄に規程する表建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する構造上の技術的基準を満たす高度浄化槽によりし尿を処理するものにあつては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、四〇とする。					
	二二三	二〇	四〇	一〇	三〇	(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの（(三)に掲げるものを除く。）に係るものにあつては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ六〇、四〇とする。	(二) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集法				
	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）										

	二二一	二〇	六〇	一〇	五〇	第二欄に規程する表建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する構造上の技術的基準を満たす高度浄化槽によりし尿を処理する方法にのみによりしつ尿を処理するものにあつては、第三欄(1)(ロ)及び(2)の値は、四〇、二五とする。					
	二二三	二〇	六〇	一〇	四〇		嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法、凝集法又は活性汚泥法				
	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）										